

総務環境常任委員会会議記録

日 時 令和3年5月24日(月曜日)
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午前10時 1分 開議
午前10時40分 散会

付託事件

(1) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 報告事項

(第2回定例会提出予定案件：①～③)

- ① 水戸市職員のサービスの宣誓に関することについて (人事課)
- ② 水戸市市税に関することについて (市民税課・資産税課)
- ③ 水戸市固定資産評価審査委員会に関することについて (市民税課)
- ④ 東京2020オリンピック聖火リレー・セレブレーション(到着式)について (スポーツ課)

2 出席委員(6名)

委員長	小 泉 康 二 君	副委員長	佐 藤 昭 雄 君
委員	滑 川 友 理 君	委員	田 中 真 己 君
委員	高 倉 富 士 男 君	委員	福 島 辰 三 君

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(1名)

議長 須 田 浩 和 君

5 説明のため出席した者の職, 氏名

副市長	田 尻 充 君		
市長公室長	小 田 木 健 治 君	秘書課長	篠 原 芳 之 君
政策企画課長	宮 川 孝 光 君	交通政策課長	川 上 悟 君
情報政策課長	北 條 佳 孝 君	みとの魅力発信課長	出 沼 大 君
総務部長	園 部 孝 雄 君	総務法制課長	上 垣 外 泰 之 君
行政経営課長	熊 田 泰 瑞 君	人事課長	安 里 裕 行 君
財産活用課長	谷 津 茂 男 君	市民課長	渡 邊 徳 子 君
財務部長	白 田 敏 範 君	税務事務所長	川 津 英 臣 君
財務部参事兼 財政課長	梅 澤 正 樹 君	税務事務所 参事兼 市民税課長	佐々木 信 也 君

契約検査課長	鈴木和男君	資産税課長	浅野一志君
収税課長	高安正紀君		
市民協働部長	川上幸一君	市民協働部副部長	小嶋いつみ君
市民協働部技監	太田達彦君	市民協働部参事兼市民生活課長	白石嘉亮君
市民協働部参事兼スポーツ課長	柏直樹君	市民協働部技監兼体育施設整備課長	青山和夫君
防災・危機管理課長	小林良導君	生活安全課長	村沢晶弘君
文化交流課長	沼田誠君	新市民会館整備課長	須藤文彦君
男女平等参画課長	石塚美也君		
生活環境部長	佐藤則行君	環境保全課長	柴崎美博君
衛生事業課長	黒澤純一郎君	ごみ減量課長	栗原千尋君
廃棄物対策課長	亀井俊道君	清掃事務所長	武田和馬君
会計管理者兼会計課長	小田木義弘君		
選挙管理委員会事務局長	外岡淳一君		
監査委員事務局長	和田隆君	監査委員事務局次長	永井誠一君
議会事務局長	小嶋正徳君	議会事務局次長兼総務課長	天野純一君

6 事務局職員出席者

議事課長	大嶋実君	書記	武田侑未子君
------	------	----	--------

午前10時 1分 開議

○小泉委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務環境委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

それでは、報告事項の説明を行います。

本日の報告事項は4件でございますが、日程中、(1)～(3)までの3件につきましては、いずれも第2回定例会に提出が予定されている案件でございますので、本日は説明を行うにとどめ、質疑は付託後に行いたいと思っておりますので、御了承いたします。

初めに、(1)の水戸市職員のサービスの宣誓に関することについて、執行部から説明を願います。

安里人事課長。

○安里人事課長 水戸市職員のサービスの宣誓に関することにつきまして、総務部人事課提出の資料により御説明申し上げます。

まず、職員のサービスの宣誓につきましては、職員の倫理的自覚を促すことを目的として、3ページの参照条文のとおり、地方公務員法第31条の規定に基づき定めているものでございます。

資料1ページにお戻りいただきまして、1の改正理由でございますが、令和2年7月17日付閣議決定、経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太の方針2020において、全ての行政手続を対象に、原則として書面・押印・対面を不要とするよう見直しを行うとされたことを踏まえ、関係規定の整備を行うものです。

2の改正内容でございますが、職員のサービスの宣誓の際に押印及び対面を不要とするものです。

具体的には、資料2ページ、新旧対照表を御覧願います。

第2条において、任命権者又は任命権者が定める上級の公務員の面前において、という規定を削除し、別記様式による宣誓書に署名し、任命権者に提出するよう改めるとともに、様式中の押印を不要とするよう規定を整備するものです。

資料1ページにお戻りいただき、3の施行期日につきましては、公布の日とするものでございます。

2ページに新旧対照表、3ページに参照条文がございますので、御参照いただきたいと思います。と存じます。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 次に、(2)の水戸市市税に関することについて、執行部から説明を願います。

佐々木参事兼市民税課長。

○佐々木税務事務所参事兼市民税課長 続きまして、水戸市市税に関することにつきまして、財務部市民税課及び資産税課提出の資料により御説明いたします。

1の改正理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、水戸市市税条例の一部を改正する必要があるため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容でございますが、(1)の個人市民税に関する改正につきましては3点ございます。

1点目のアは、寄附金税額控除の範囲の見直しでございますが、特定公益増進法人等に対する寄附金の中で、当該法人等が出資に関する業務に充てることが明らかなものを寄附金控除の対象から除くものです。

2点目のイにつきましては、特定一般用医薬品等の購入費を医療費控除の対象とするセルフメディケーション税制の延長でございますが、この特例の適用期間を平成30年度から令和4年度までとしていたものをさらに5年間延長して、令和9年度までとするものです。

3点目のウは、所得税において控除期間を13年間とする住宅ローン控除の特例の延長措置が講じられたことに伴い、個人市民税においても控除期間を13年間としている特例について、一定の期間に契約をした場合に令和4年末までの住宅等への入居者を対象とするものです。

(2)の法人市民税に関する改正につきましては、法人税において、企業グループを一つの納税単位とする連結納税制度から、企業グループ内で損益通算を可能とした上で、グループ内の各法人を個別の納税単位とするグループ通算制度へ移行することに伴い、規定を整備するものです。

(3)の固定資産税に関する改正では、地域決定型地方税制特例措置、いわゆる、わがまち特例に係る見直しにより、特例措置の新設及び廃止がありましたので、規定を整備するものです。

アの新設された特例措置につきましては、浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設に係る特例措置で、浸水被害防止・軽減のため、関係法令に基づき、都道府県知事や市町村長等の認定を受けて整備された雨水貯留浸透施設で、例えば貯留槽や透水性舗装などについて、軽減割合として課税標準額に乗ずる割合を6分の1と定め、6分の5を軽減するものです。適用条件といたしましては、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行日から令和6年3月31日までに取得した場合に適用となります。

イについては、改正前の特定都市河川浸水被害対策法に基づく特例措置でございますが、アの特例措置の創設に伴い、廃止するものでございます。

続きまして、ページを返していただき、2ページを御覧願います。

(4)の軽自動車税に関する改正でございますが、軽自動車（種別割）のグリーン化特例について、営業用乗用車と軽貨物自動車のうち電気自動車または天然ガス自動車は、標準税率から75%を軽減し、営業用乗用車のうち一定の燃費基準を満たしているガソリン車等は、標準税率から50%または25%を軽減する特例の適用期間を2年間延長するものです。

なお、参考として、営業用乗用車等の標準税率と特例による軽減税率を記載しておりますので、御参照願います。

(5)は、たばこ税に関する改正でございますが、たばこ税につきましては、急激な税額の増加による納税者等への負担に配慮する観点から、平成30年度から税率や課税方式を段階的に見直しております。このたびの改正につきましては3点ございます。

1点目のアにつきましては、たばこ税の税率の見直しによるもので、市たばこ税の税率を令和3年10月から、1,000本当たり現行の6,122円から6,552円に改めるものです。

参考といたしまして、たばこ税の税率改正の経緯を記載しており、そのうち、市たばこ税については、太枠で囲った部分の税率となっておりますので、御参照ください。

次に、2点目のイの軽量な葉巻たばこの課税方式の見直しにつきましては、これまで葉巻たばこの重量1グラムごとに紙巻きたばこ1本に換算する重量比例課税方式としていたものを、下の表の右側の太枠で囲った部分に記載しましたとおり、令和2年10月の改正により0.7グラム未満の葉巻たばこ1本を紙巻

きたばこ0.7本に換算する一定の経過措置を講じた上で、令和3年10月から重量1グラム未満の軽量な葉巻たばこ1本をもって紙巻きたばこ1本に換算する本数課税方式に移行するものです。

次に、3ページを御覧願います。

3点目のウについては、加熱式たばこの課税方式の見直しでございますが、課税標準の算定方法について、これまでの重量のみを基準としていた旧算定方法から重量及び小売価格を基準とした新算定方法へ移行するため、令和4年10月まで5回に分けて段階的に見直すものです。

参考として、加熱式たばこの課税標準算定の見直しイメージ図を記載しており、その中の網かけ部分が段階的な新算定方法への移行を示しております。

3の施行期日は公布の日でございます。ただし、以下の(1)から(5)までについては、それぞれで定める日とするものです。

(1)たばこ税の税率引上げ、軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し及び加熱式たばこの課税方式の見直しに係る改正規定につきましては、令和3年10月1日。

(2)個人市民税に係る寄附金税額控除の範囲の見直しに係る改正規定につきましては、令和4年1月1日。

(3)法人市民税に係る改正規定は、令和4年4月1日。

(4)改正条例第2条の加熱式たばこの課税方式の見直しに係る改正規定は、令和4年10月1日。

(5)浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の改正規定は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日、またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日とするものです。

なお、5ページ以降に新旧対照表及び関係法令の参照条文を記載しておりますので、御参照願います。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 次に、(3)の水戸市固定資産評価審査委員会に関することについて、執行部から説明を願います。

佐々木参事兼市民税課長。

○佐々木税務事務所参事兼市民税課長 続きまして、水戸市固定資産評価審査委員会に関することにつきまして、財務部市民税課提出の資料により御説明いたします。

1の改正理由でございますが、令和3年度の税制改正大綱において示された税務関係書類における押印義務の見直しに伴い、関係規定の整備を行うものです。

2の主な改正内容につきましては、審査申出及び口頭審理等の手続において押印を不要とするものです。

3の施行期日は、公布の日でございます。

なお、3ページ以降に新旧対照表及び参照条文を記載しておりますので、御参照願います。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 以上で、第2回定例会提出予定案件についての説明は終了いたしました。

この際、委員より資料請求がございましたら、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 よろしいですか。

それでは、なしということで進めさせていただきます。

次に、(4)の東京2020オリンピック聖火リレー・セレブレーション（到着式）について、執行部から説明を願います。

柏参事兼スポーツ課長。

○柏市民協働部参事兼スポーツ課長 東京2020オリンピック聖火リレー・セレブレーション（到着式）につきまして、スポーツ課提出の資料により御説明をいたします。

1の聖火リレー及びセレブレーション（到着式）の概要につきましては、東京オリンピックは、本年7月23日から8月8日の17日間にわたり開催されます。

大会に先立ちまして、聖火リレーは、3月25日に福島県にありますナショナルトレーニングセンターのJヴィレッジを出発し、全国を回りながら、茨城県は45番目の開催地として7月4日日曜日と7月5日月曜日の2日間、16市町を聖火ランナーがつなぎます。

また、それぞれの日の最終聖火ランナーの到着のときに行われますセレブレーション（到着式）では、聖火を聖火皿にともすセレモニーが行われ、県内は7月4日の日曜日は水戸市、5日の月曜日はつくば市で行われます。

主催は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会で、茨城県での聖火リレーやセレブレーションは県実行委員会が共催となっております。

2の水戸市内の聖火リレーにつきましては、下段の地図とあわせて御覧ください。

7月4日日曜日18時50分頃に南町1丁目スクランブル交差点を出発し、国道50号から大工町交差点を左折して、旧国道6号を通過して、19時37分頃に千波公園ふれあい広場に到着する約3.7キロメートルのコースを18人のランナーによって走ります。ランナー1人あたりは約200メートルの走行となっております。

3の、当日の最終聖火ランナーが到着したときに祝うイベントでありますセレブレーションは、7月4日の18時頃から20時頃に最終ゴール地点の千波公園ふれあい広場で行われます。

観覧者数や申込み方法等については、現在組織委員会で検討しているところでございます。

参考として、東京2020オリンピック・パラリンピックの会期などを下段にお示ししております。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 それでは、内容について御質問等がございましたら、発言を願います。

田中委員。

○田中委員 そもそも論になってしまいますが、東京オリンピックは果たして開催されるのかという議論が今盛んとされていると思うんですね。いろんな世論調査でも中止が4割とか、延期が2割、あわせると六、七割は今回はやらないほうがいいんじゃないかという声が日々高まっているように私は受け止めておりますが、ワクチン接種が国内では間に合わないとか、感染拡大が続いていると。それから、各国、そういう環境が違う中でフェアな大会になるんだろうとか、開催できた場合に医療従事者への負担が相当大変だというような議論が様々ございます。

海外メディアでも、もし実行すれば、変異株の祭典になってしまうんじゃないかというおその意見も非

常に今聞かれる状況の中ですが、オリンピック本体の動向次第でこれもやらないとなれば、やらないということになるのかなど。

たまたま茨城県は本大会に近い日程での聖火リレーということだと思んですけども、その辺の動向はというふうにお考えなのかということと、ここにあるようにセレブレーションの観覧者もまだ未定ということなんですけれども、これも一緒に何か、組織委員会に決定権があるんですか。水戸市の判断というのは、というふうに関わるのか。つまり、65歳以上のワクチン接種も一時受付停止という状況にもあったりして、そういう環境の中で果たして市民的に理解されるのかなという疑問はあるんですけども、その辺もあわせてお聞かせいただければと思います。

○小泉委員長 柏課長。

○柏市民協働部参事兼スポーツ課長 ただいまの聖火リレーの開催とか中止判断のことについての御質問にお答えをいたします。

この聖火リレーの開催の有無、それからオリンピック・パラリンピック本体の開催につきましては、組織委員会のほうが決定権を持っているという形で、特に、聖火リレーの開催につきましては、組織委員会のほうが決定権を持っているということです。水戸市のほうには決定権はございません。

ただ、組織委員会、県の実行委員会等からは公式発表はまだございませんが、今月12日の知事の記者会見におきましては、茨城県の聖火リレーの日程は7月なので、感染状況をよく注視しながら6月末あるいは7月頭に判断をするというふうに表示されております。

判断の基準については、県民の方に対して外出自粛の要請等々の感染防止のために何をお願いしているかというのを踏まえた上で、その状況次第で組織委員会と対応を協議していきたいというふうに表示されております。

○小泉委員長 よろしいですか。

○田中委員 はい。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 ただいま説明いただきました到着式のリレーのメンバーというのは何人いるんですか。

それと、これらに関して、ほかの市町村では観覧者とか観客というものをなくしてやっているということなんです。今回のこの到着式には動員計画というものはあるのかどうか。

○小泉委員長 柏課長。

○柏市民協働部参事兼スポーツ課長 ただいまの聖火ランナーのメンバーについての御質問にお答えします。

聖火ランナー、先ほど説明しましたように水戸市内は18人の方が走るようになっております。聖火ランナーの18人につきましては、聖火ランナーのパートナー企業がございまして、コカ・コーラ、トヨタ自動車、日本生命、NTTの企業4社、そして、茨城県の実行委員会から合計18人を公募しております。

企業のほうは、スタートぎりぎりにならないと発表されないということなんです。県の実行委員会のほうからは3名の方が選出をされておまして、前回の1964年の東京大会と68年のメキシコ大会に出場した飯島秀雄さん等々が走るということを伺っております。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、これはちょうど18区あるわけけれども、バトンタッチするところが。そうすると、これに伴う随員、一人で動くわけじゃないでしょう。随行者というのは何人ぐらいなんですか。

○小泉委員長 柏課長。

○柏市民協働部参事兼スポーツ課長 ただいまの聖火ランナーの隊列についての御質問についてお答えをいたします。

聖火ランナーは全部で18人走りまして、最初の17人につきましては1人で走ります。全体として、聖火リレーのところでランナーさんが走る前に、先ほど申し上げたパートナー企業などや警察車両、それから広報、報道の車などが約750メートル走ります。そして、その後に聖火ランナーが走りまして、総延長で大体870メートルぐらいの隊列を組んで走るというイメージになります。イメージ的に言うと、東京ディズニーランドの電気カルパレードみたいなイメージになってきます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 私が聞いているのは、走るのは18区ですよと、1人についての伴走者は何人ですかと聞いている。要するに何でそれを聞くかという、今、これまでほかの自治体ではそういうのをやめて、一つの球場内とかそういうことでやっているということだけれども、水戸市の場合には一般道を走るわけだから、随行者が何人、それは伴走者、それから、今、大分車両が出るということだけれども、車両が何十台出るのか、それから街頭で応援する市民はどのぐらいを予定しているのか。

○小泉委員長 柏課長。

○柏市民協働部参事兼スポーツ課長 ただいまの聖火ランナーの伴走者についての御質問にお答えをいたします。

テレビ報道でもありますように、ほかの市町村では聖火ランナー1人に対して、周りに護衛の者がついていますが、その周りについている者は組織委員会の係員でありまして、各ランナーさんは1人だけ、周りを組織委員会のメンバーで囲むような形になっています。

それから、先ほど申し上げた隊列編成で、警察車両やパートナー企業などのPR車、広報車、報道車などあわせて約40台程度の車が走る予定となっております。

○福島委員 だから、伴走者というのは一緒に走る人なの。先導車というのは、そういう車がいろいろ走るということ。

○小泉委員長 柏課長、伴走はいないんでしょうけれども、その組織委員会は何人で周りに護衛するのかというのと、あと観覧者のほうの話をあわせてお願いします。

柏課長。

○柏市民協働部参事兼スポーツ課長 説明不足で申し訳ございませんでした。

まず、ランナー1人に対して伴走者が8名ほどつきます。

○福島委員 8名、そうすると9人だということ。

○柏市民協働部参事兼スポーツ課長 9人です。

ランナーは1人、伴走者は組織委員会から8名になります。

それから、観覧者につきましては、今、組織委員会のほうで検討しているところですが、特に今のところ

は制限を設けないで見ていただきますというスタンスだそうです。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 だから、そういうのは具体的に分かっていないの。

例えば、18区あるんだから、9名を掛ければ162名、そうでしょう。その162名はこの角、角にいて、各区の9名は、バトンを渡すところにいるわけでしょう。

そうすると18か所あるんだから、そこへ送迎、送り迎えというのは当然あるわけだよ。そうでしょう。バトンを受ける人、そして、次に渡す、その人が次に行ったら歩いて帰ってくるわけじゃないでしょう。そうすると、その次にも車が行くわけでしょう。そうすると、私が知りたいのは、これをやることによって、相当な交通渋滞になるだろうと。そういうのは何ら我々には教えないのかと。一番大切なのは、市民の安心・安全の上にこのセレブレーションが行われることなんだよ。そういう場合に、この交通体系で通行帯が何時から何時までこうなりますよと、そういうのは一切周知徹底しないの。その辺はどうなっているの。

○小泉委員長 柏課長。

○柏市民協働部参事兼スポーツ課長 まず、聖火ランナー18名のその会場に行くまでの送迎方法につきましては、組織委員会が用意しましたバスで送迎をします。点々と降りていって、ランナーが走り終わりましたらば、その隊列を組んでいる一番最後のところにバスをまた用意しまして、そこに乗せて引き上げていくという形になってきます。

それから、交通規制につきましては、今のところ、水戸中央郵便局前から大工町交差点までの国道50号については、18時5分から19時20分頃まで交通規制となる予定でございます。そして、大工町交差点から千波山交差点の旧国道6号につきましては、18時35分から20時10分頃までの交通規制となる予定でございます。こちらのほうは正確に決まりましたらば、「広報みと」やホームページなどでお知らせをするとともに、県のほうからもチラシを作成して、近隣住民も含めて周知徹底をしまいたいと考えております。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 だから、その一番大切なのは、このリレーによって水戸市民にいかに迷惑をかけないか、少しでも善処するかということなの。ですから、行く時にバスが1台ついていくわけだ。そうすると、1台で終わった方、終わった方をずっと最後まで乗せていくということなの。そうすると、バスは何台つくのですか。1台は大体50人乗りぐらいでしょう。

○小泉委員長 柏課長、その伴走といいますか、ランナーの周りで走るその警護の実行委員会の8名はずっと同じ方ですか。それとも、それも変わるんですか。

柏課長。

○柏市民協働部参事兼スポーツ課長 まず、ランナーは約1人当たり200メートル走りますので、走り終わりましたら、バス1台で収容していきます。それ以外の残る8名の警護の方については、ごめんなさい、私のほうではまだ情報が入っておりませんで、1区画ずつ替わるのか、それも数区画走るのか、そこは把握しておりません。

○小泉委員長 福島委員。

○**福島委員** 分からないならいいけれども、ただ、そういうことを全部把握しておいて、市報に載せて、この時間帯はこうですよと。だから、バス1台では間に合わないわけだよ。18か所、9人は162名なんだ、そのほかにあれも乗るわけだから。また、着いたら、規制が解除されるまでどうするかというのものもあるわけだから。

だから、このリレーによってどのぐらい車両が動くのか、そういうことも把握して、少しでもスムーズなセレブレーションができるように期待しているんだから。やはり、責任転嫁じゃなくて、水戸市の交通体系は水戸市でやるよと。水戸市が来たらこうなりますよと。その交通の動態計画というものをきちんと立ててやってもらいたいと思います。はい、いいです。

それと、もう一つ、これとは関係なく、オリンピックに対しての水戸市が補助団体というか、河和田の運動場辺りに外国と提携をして水戸市が協力するチームがあるよね。それはどこですか。

○**小泉委員長** 柏課長。

○**柏市民協働部参事兼スポーツ課長** ただいまの水戸市のキャンプ地につきましての御質問ですが、ベルギー王国が練習をする予定となっております。

○**小泉委員長** 福島委員。

○**福島委員** だから、そのベルギー王国のオリンピックの練習会場についても、いつ、何人ぐらい来て、どのぐらいなんだというのを我々は何も知らないんだけど。周知徹底してくれないと、これはまた大騒ぎになるんだから。水戸市民に関わるこのオリンピックの諸問題はやっぱりまとめて報告してもらいたいと思います。はい、いいです。

○**小泉委員長** 高倉委員。

○**高倉委員** もう既に聖火リレーなんかも始まっていて、各地でいろんな工夫をしながら今行われているというような状況だと思いますけれども、水戸市では7月4日曜日なので、しかも夕方ということで、交通への影響というのは比較的少ないのかなと思うんですが、今、その辺の交通規制に関しては、警察署との調整というか、協議は十分できていらっしゃるのでしょうか。

○**小泉委員長** 柏課長。

○**柏市民協働部参事兼スポーツ課長** ただいまの交通規制についての御質問にお答えをいたします。

この聖火リレーについての主催者は組織委員会と県の実行委員会という形になっておりますので、県の実行委員会を中心となって、水戸警察署等と連携を図って協議をしているという形になっております。

○**小泉委員長** 高倉委員。

○**高倉委員** そこに水戸市は直接は関わっていないと。県のほうですね、分かりました。

あと、今、ちょっと福島委員のほうからもお話がありましたけれども、沿道での観覧は組織委員会のほうでは特に規制はしないと、自由に見ていただきたいということでしたけれども、ただ、やはり今感染症の影響もあって、やはり密になるということは防いでいかなきゃならないと思うんですね。その辺についての水戸市の考え方というのはどうなんでしょうか。

○**小泉委員長** 柏課長。

○**柏市民協働部参事兼スポーツ課長** 聖火リレーの観覧者の御質問にお答えをいたします。

知事の記者会見でも発表されておりましたが、感染状況を注視しながら、6月末あるいは7月頭に判断をするというような記者会見がございました。水戸市のほうにおきましても、それでは遅いので、観覧するほうの観点で考えると、なるべく早く対応を考えていきたいと思ひますし、そういう感染対策を万全に講じながら、安心・安全に見ていただけるように、県の実行委員会と協議していきたいと思ひます。

○小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 市のほうでもしっかりこの対策については検討して、県などとも十分協議をしていただきたいと思ひます。

それと、最後に、このセレブレーションの到着式のときに、これ、観覧者を申込み制でやるということですが、そうなるかとある程度限られた方が見ることができるとかと思うんですが、そうすると、やはり関心があつて、見られないという方もいると思うんですが、例えば、リレーも含めてこのセレブレーションをユーチューブなんかで生中継するとか、水戸市のホームページのほうでそれを観覧してもらえるようにするとか、そういう考えというのはないんでしょうか。

○小泉委員長 柏課長。

○柏市民協働部参事兼スポーツ課長 ただいまのセレブレーションの参加方法についての御質問ですが、恐らく定数が削減されて参加の対象になってくるのかなと思ひます。現在、組織委員会のほうで観覧者数とか申込み方法等の詳細について検討しているところでありますが、水戸市におきましても、より多くの方々に見ていただきたいという考えもありますので、私どもも県の実行委員会のほうに今、委員御指摘のように何か映像で生中継できないか、協議しているところでございます。

○高倉委員 分かりました。

○小泉委員長 滑川委員。

○滑川委員 2点お聞きしたいと思ひます。

ちょっと交通規制の観点からお聞きしたいんですが、事前のリハーサルとか、そういった予行練習ではないんですが、そういったものがあるのかどうか。また、その際、そのリハーサルでも交通規制を行われるのか、その点をお聞かせください。

○小泉委員長 柏課長。

○柏市民協働部参事兼スポーツ課長 ただいまの聖火リレーの予行練習についてですが、県のほうが主体で行っておりますので、はっきりしたことは言えませんが、それをやるというふうには聞いていないです。

○小泉委員長 滑川委員。

○滑川委員 ありがとうございます。分かり次第教えていただければと思ひます。

それと、もう1点なんですけれども、このセレブレーションの開催の可否は6月末ぐらいに決定することなんです、この到着式、セレブレーションの観覧者の申込み方法とか、そういったものについての詳細というのは、分かる範囲で結構なんです、いつ頃明確になりますでしょうか。

○小泉委員長 柏課長。

○柏市民協働部参事兼スポーツ課長 ただいまのセレブレーションの申込み時期についての御質問にお答えをいたします。

私どももなるべく早く状況を把握し、そして正確に市民の方にお知らせをしていきたいとふうに考えているんですが、まだ組織委員会や県の実行委員会のほうからは明確な回答が出されていないという状況になっております。

引き続き、なるべく早く提供できるように働きかけをしていきたいと思っております。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 ないようですので、この件について終わります。

以上で報告事項を終わります。

それでは、特に急を要する案件がない限り、今回が委員任期中最後の委員会になろうかと思っておりますので、この際、一言御挨拶を申し上げます。

令和元年6月の改選後の委員会におきまして、委員各位の御推挙を賜りまして、委員長に私、小泉、そして副委員長に佐藤昭雄委員を御推挙いただきまして、この2年間委員会運営をさせていただきましたことには、ひとえに委員各位、そして執行部の皆様方の御協力、御支援があったものだと思っております。心より感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

皆様の御承知のとおり、この総務環境委員会は本市の市政運営の根幹を担う財政、そして将来を見据えた取組、そして市民生活に直結した取組まで多岐にわたる事項について熱心に議論が行われたものと思っております。改めまして、皆様方に深く感謝を申し上げます。

これで改選ということになります。鋭意、委員並びに執行部の皆様方のますますの御多幸、そして御活躍を祈念申し上げます。また、本市の市政発展、そして市民福祉の向上に向けまして、皆様一丸となって取り組んでいきますことに改めましてお願いを申し上げます。甚だ粗辞ではございますけれども、感謝の御礼の御挨拶とさせていただきます。本当に2年間ありがとうございました。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の総務環境委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時40分 散会